

短期継続保証制度要綱 新旧対照表

改正後	現 行
<p>2. 申込人資格要件</p> <p>(2) 次の条件を満たしていること。</p> <p>① 法人 直近決算において経常利益を計上していること。 ただし、一過性の経常赤字または既往保証付借入金<u>の借換等を行う</u>場合は、この限りではない。</p> <p>③ 法人個人共通 直近決算（確定申告）において債務超過ではないこと。 ただし、既往保証付借入金<u>の借換等を行う</u>場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 原則として、申込金融機関が<u>主力または準主力</u>として経常運転資金の支援を行っていること。</p>	<p>2. 申込人資格要件</p> <p>(2) 次の条件を満たしていること。</p> <p>① 法人 直近決算において経常利益を計上していること。 ただし、一過性の経常赤字または既往保証付借入金<u>を借換する</u>場合は、この限りではない。</p> <p>③ 法人個人共通 直近決算（確定申告）において債務超過ではないこと。 ただし、既往保証付借入金<u>を借換する</u>場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 原則として、申込金融機関が<u>プロパーによる</u>経常運転資金の支援を行っていること。</p>

<p>1 0 . 貸付金利</p> <p>金融機関所定利率とする。</p> <p>(注：地方公共団体の融資制度による取扱の場合は、各制度要綱等の定めるところによる。)</p>	<p>1 0 . 貸付金利</p> <p>金融機関所定利率とする。</p> <p>(注：地方公共団体の融資制度等、他制度との併用は不可とする。)</p>
<p>1 3 . 継続の取扱い</p> <p>< 削除 ></p> <p><u>(3)</u> 更新時においては、「決算概要報告書」の提出を必要とする。</p>	<p>1 3 . 継続の取扱い</p> <p><u>(3) 更新は最大 4 回までとする。</u></p> <p><u>(4) 更新時においては、「決算概要報告書」の提出を必要とする。</u></p>
<p>< 削除 ></p>	<p><u>1 5 . 最終期限時の取扱い</u></p> <p><u>最大 4 回の更新後の取扱いは次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 自己資金による完済</u></p> <p><u>(2) 保証条件変更による分割返済への切替</u></p> <p><u>(3) 新規保証による借換</u></p>
<p><u>1 5 .</u> 必要書類</p>	<p><u>1 6 .</u> 必要書類</p>

<p><u>16.</u> モニタリング</p>	<p><u>17.</u> モニタリング</p>
<p>< 削除 ></p>	<p><u>18.</u> 留意事項 <u>地方公共団体の融資制度等、他制度との併用は不可とする。</u></p>
<p><u>17.</u> 初回取扱期間 初回取扱期間は、<u>2018年6月1日</u>保証申込受付分から<u>2020年3月31日</u>保証承諾分までとする。</p>	<p><u>19.</u> 初回取扱期間 初回取扱期間は、<u>平成30年6月1日</u>保証申込受付分から<u>平成31年3月29日</u>保証承諾分までとする。</p>
<p>附則 この要綱は、<u>2018年12月3日</u>から施行する。 〔制定：<u>2018年 5月22日</u>〕 〔<u>改正：2018年11月13日</u>〕</p>	<p>附則 この要綱は、<u>平成30年6月1日</u>から施行する。 〔制定：<u>平成30年 5月22日</u>〕</p>